

## ■ 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

※ 以下の①および②について、その都度検査する(法7条の3参照)

### ①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	対象建築物	適用の除外	施行
全域	階数が3以上である共同住宅(2階の床・梁に配筋するもの) ・ ※法7条の3参照 ・ ※プレキャストの場合を含む	・ なし	H19.6.20～

### ②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(兵庫県)

特定行政庁	対象建築物	適用の除外	指定期間
兵庫県 姫路市 伊丹市 加古川市	<p>新築増築改築</p> <p>一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅(いずれも住宅で住宅以外の用途を兼ねるものを含む。)で、住宅の用途の供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるもの</p> <p>法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物(共同住宅を除く。)で、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超え、かつ、3以上の階数を有するもの(地階を除く階数が2以上であるものに限る。)</p>	<p>法第18条第1項又は第85条第5項の適用を受ける建築物(法第18条第1項は、加古川市除く)</p> <p>法第68条の20第1項(法第68条の22第2項において準用する場合を含む。)に規定する認証型式部材等を有する建築物</p> <p>住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定による、建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物</p>	指定なし
神戸市	<p>新築増築改築</p> <p>一戸建て住宅(住宅以外の用途に供する部分を有するものにあつては、住宅の用途に供する部分の床面積の合計が10㎡を超えるものに限る。)で、申請等に係る床面積の合計が10㎡を超えるもの</p> <p>上記に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、申請等に係る床面積の合計が100㎡(申請等に係る階数が1であるときは200㎡)を超えるもの。</p> <p>「申請等」とは、法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知を示す。</p> <p>「申請等に係る床面積の合計」とは、同一の確認申請等に複数棟が含まれる場合には、それぞれの棟単位の床面積(確認申請書等第四面の床面積)とする。(H26.11.14 神戸市中間検査告示の取扱通知による)</p>	<p>法第68条の11第1項の規定による型式部材等製造者の認証を受けた者が製造又は新築する当該認証に係る建築物</p> <p>住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定による建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物</p> <p>法第85条の規定の適用を受ける建築物</p>	指定なし
尼崎市	<p>新築増築改築</p> <p>一戸建ての住宅、長屋(住宅の用途に供する部分を含むものに限る。)、併用住宅(住宅で住宅以外の用途を兼ねるものをいう。)、共同住宅又は寄宿舎で、床面積の合計が50㎡を超えるもの</p> <p>法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物(法第2条第2号に規定する特殊建築物のうち、共同住宅及び寄宿舎を除くものをいう。)で、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超え、かつ、階数が3以上であるもの(地階を除く階数が2以上であるものに限る。)</p> <p>増築の場合にあつては、その部分の床面積</p>	<p>第18条第1項又は第85条第1項、第2項若しくは第5項の規定の適用を受ける建築物</p> <p>法第68条の15に規定する認証型式部材等製造者若しくは法第68条22第2項に規定する認証外国型式部材等製造者が製造するこれらの認証に係る型式部材等を有する建築物</p> <p>住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第5条第1項の規定により建設住宅性能評価の申請が行われている新築住宅</p>	指定なし

西宮市	新築 増築 改築 移転	<p>木造建築物(令第3章第3節の適用を受ける建築物及び枠組壁工法を用いた建築物に限る。)又は木造と鉄骨造その他の構造と併用する建築物で、地階を除く階数が3以上の住宅等</p> <p>木造建築物(令第3章第3節の適用を受ける建築物に限る。)又は木造と鉄骨造その他の構造と併用する建築物で、地階を除く階数が2の住宅等</p> <p>次の表に掲げる用途に供する建築物で表に掲げる規模のいずれかに該当する建築物</p> <table border="1"> <tr> <td>(1)</td> <td>劇場、映画館 又は演芸場</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が200㎡を超えるもの</li> <li>地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> <li>主階が1階以外にあるもの</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>観覧場、公会堂 又は集会場</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が200㎡を超えるもの</li> <li>地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>病院、診療所、 老人ホーム又は 児童福祉施設等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が300㎡を超えるもの</li> <li>地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>ホテル又は旅館</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が300㎡を超えるもの</li> <li>地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>下宿又は寄宿舎</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>6階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td>共同住宅</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>6階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>学校又は体育館</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が2000㎡を超えるもの</li> <li>地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(8)</td> <td>博物館、美術館、図書館、 ボーリング場、 スケート場、水泳場又は スポーツ練習場</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が2000㎡を超えるもの</li> <li>地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(9)</td> <td>百貨店、マーケット、 展示場、キャバレー、 カフェ、ナイトクラブ、 バー、ダンスホール、 遊技場、公衆浴場、 料理店、飲食店 又は物品販売業を営む 店舗</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が500㎡を超えるもの</li> <li>地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(10)</td> <td>事務所その他これに 類するもの</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの(階数が5以上で、延べ面積が1000㎡を超える建築物に限る。)</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>住宅等とは、住宅、住宅で事務所・店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの、長屋及び共同住宅を示す。</p>	(1)	劇場、映画館 又は演芸場	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が200㎡を超えるもの</li> <li>地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> <li>主階が1階以外にあるもの</li> </ul>	(2)	観覧場、公会堂 又は集会場	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が200㎡を超えるもの</li> <li>地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> </ul>	(3)	病院、診療所、 老人ホーム又は 児童福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が300㎡を超えるもの</li> <li>地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> </ul>	(4)	ホテル又は旅館	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が300㎡を超えるもの</li> <li>地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> </ul>	(5)	下宿又は寄宿舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>6階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> </ul>	(6)	共同住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>6階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> </ul>	(7)	学校又は体育館	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が2000㎡を超えるもの</li> <li>地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> </ul>	(8)	博物館、美術館、図書館、 ボーリング場、 スケート場、水泳場又は スポーツ練習場	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が2000㎡を超えるもの</li> <li>地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> </ul>	(9)	百貨店、マーケット、 展示場、キャバレー、 カフェ、ナイトクラブ、 バー、ダンスホール、 遊技場、公衆浴場、 料理店、飲食店 又は物品販売業を営む 店舗	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が500㎡を超えるもの</li> <li>地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> </ul>	(10)	事務所その他これに 類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの(階数が5以上で、延べ面積が1000㎡を超える建築物に限る。)</li> </ul>	<p>木造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物で、木造の部分が置き屋根や階段等局所的な部分でその他の部分が木造以外のもの</p> <p>建築基準法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等を有するもの</p> <p>中間検査対象建築物のうち、建築基準法施行令第81条第4項の構造方法により構造が別の建築物とみなされ、かつ、申請部分だけでは中間検査の対象でないもの</p> <p>大規模の修繕又は大規模の模様替の建築物若しくはその部分</p> <p>建築基準法第6条第1項の申請が移転による建築物若しくはその部分</p> <p>建築物の申請部分が50㎡以下の建築物の部分(新築、移転を除く)</p> <p>観覧場で屋外に避難上有効に開放されているもの</p> <p>診療所で患者の入院施設がないもの</p> <p>建築基準法第85条に規定する仮設建築物</p> <p>高さが60mを超えるもの</p> <p>建築基準法第18条第2項に基づき建築主事に通知されるもの</p> <p>工区が多い場合、最初の工区とその他建築主事等(国土交通大臣等の指定を受けた者を含む)が必要と認める工区以外の工区</p>	H24.6.20～H29.6.19
		(1)	劇場、映画館 又は演芸場	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が200㎡を超えるもの</li> <li>地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> <li>主階が1階以外にあるもの</li> </ul>																														
(2)	観覧場、公会堂 又は集会場	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が200㎡を超えるもの</li> <li>地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> </ul>																																
(3)	病院、診療所、 老人ホーム又は 児童福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が300㎡を超えるもの</li> <li>地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> </ul>																																
(4)	ホテル又は旅館	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が300㎡を超えるもの</li> <li>地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> </ul>																																
(5)	下宿又は寄宿舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>6階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> </ul>																																
(6)	共同住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>6階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> </ul>																																
(7)	学校又は体育館	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が2000㎡を超えるもの</li> <li>地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> </ul>																																
(8)	博物館、美術館、図書館、 ボーリング場、 スケート場、水泳場又は スポーツ練習場	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が2000㎡を超えるもの</li> <li>地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> </ul>																																
(9)	百貨店、マーケット、 展示場、キャバレー、 カフェ、ナイトクラブ、 バー、ダンスホール、 遊技場、公衆浴場、 料理店、飲食店 又は物品販売業を営む 店舗	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が500㎡を超えるもの</li> <li>地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの</li> </ul>																																
(10)	事務所その他これに 類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの(階数が5以上で、延べ面積が1000㎡を超える建築物に限る。)</li> </ul>																																
明石市	新築 増築 改築	<p>一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅(いずれも住宅で住宅以外の用途を兼ねるものを含む。)で、床面積の合計が50㎡を超え、かつ、地階を除く階数が2以上のもの</p> <p>建築基準法別表第一(イ)欄の用途に供する特殊建築物(共同住宅を除く。)で、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超え、かつ、3階以上の階数を有するもの(地階を除く階数が2以上であるものに限る。)</p>	<p>法第18条の適用を受ける建築物</p> <p>法第85条の適用を受ける仮設建築物</p> <p>法第68条の20第1項(法第68条の22第2項において準用する場合を含む。)に規定する認証型式部材等を有する建築物</p> <p>住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定による「建設された住宅に係る住宅性能評価書」の交付を受ける建築物</p>	指定なし																														

宝塚市	新築 増築 改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>地階を除く階数が3以上の建築物で、3階部分の主要構造部を木造としたもの</li> <li>一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅(居室を有しない付属建築物を除く。)で、その用途の供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるもの</li> <li>上記に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超え、かつ、3以上の階数を有するもの(地階を除く階数が2以上であるものに限る。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第7条の3第1項第1号に規定する工程を含む建築物は、建て方工事に係る工程に係る部分に限り適用除外</li> <li>法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等を有するもの及び住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定による「建設された住宅に係る住宅性能評価書」の交付を受けるもの</li> </ul>	指定なし
川西市	新築 増築 改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>一戸建ての住宅、兼用住宅(住宅で住宅以外の用途を兼ねるものをいう。)、併用住宅(住宅で住宅以外の用途の部分併設するものをいう。)、長屋又は共同住宅で、かつ階数が2以上のもの</li> <li>上記に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、階数が3以上であるもの(地階を除く階数が2以上であるものに限る。)</li> <li>又はその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡をこえるもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第18条又は法第85条の適用を受ける建築物</li> <li>法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等を有する建築物</li> <li>住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定による「建設された住宅に係る住宅性能評価書」の交付を受ける建築物</li> </ul>	H29.2.1～
三田市	新築 増築 改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅で、床面積が50㎡を超え、かつ、地階を除く階数が2以上であるもの</li> <li>法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、3以上の階数を有するもの(地階を除く階数が2以上であるものに限る。)</li> <li>又はその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第85条の適用を受ける建築物</li> <li>法第68条の10第1項の規定による型式適合認証を受けて建築する建築物</li> <li>法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等を有する建築物</li> <li>住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定による「建設された住宅に係る住宅性能評価書」の交付を受ける建築物</li> </ul>	H27.4.1～H30.3.31
芦屋市	新築 増築 改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>木造又は木造と木造以外の構造とを併用する構造の一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅で、2以上の階数を有するもの</li> <li>法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物(共同住宅を除く。)で、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超え、かつ、3以上の階数を有するもの(地階を除く階数が2以上であるものに限る。)</li> <li>法7条の3第1項第1号の適用を受けるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第68条の20第1項の適用を受ける建築物</li> <li>法第85条の適用を受ける建築物</li> <li>住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定により建設された住宅に係る住宅性能評価書(同法第6条第3項に規定する「建設住宅性能評価書」に限る。)の交付を受ける建築物</li> </ul>	指定なし
高砂市	新築 増築 改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>木造の一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅で、地階を除く階数が2以上のもの又は床面積の合計が50㎡を超えるもの</li> <li>木造と木造以外の構造とを併用する構造の一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅で、地階を除く階数が2以上のもの又は床面積の合計が50㎡を超えるもの</li> <li>法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超え、かつ、3以上の階数を有するもの(地階を除く階数が2以上であるものに限る。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第68条の11第1項の規定による型式部材等製造者の認証を受けた者による当該認証に係る建築物</li> <li>法第85条の適用を受ける建築物</li> <li>住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定により建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物</li> </ul>	指定なし

※新築は、棟新築の建築物です。

※西宮市、三田市、芦屋市は、建築物の敷地が他市にわたるときは、敷地の過半が当該市に属する場合にあっては中間検査を行う区域に含み、敷地の過半が他市に属する場合にあっては中間検査を行う区域から除く。

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。

## ■ 中間検査の特定工程および特定工程後の工程

### ①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
全域	RC・SRC造 など	2階の床およびこれを支持する梁への配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事 (※法7条の3参照)	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)を覆うコンクリートを打設する工事

### ②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(兵庫県)

特定行政庁	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程	
兵庫県 姫路市 伊丹市 加古川市	(1) 基礎工事に関する工程			
	木造、S造 RC造 SRC造 その他の構造	基礎に鉄筋を配置する工事の工程	基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>木造、S造、RC造、SRC造の階数が2以下である建築物に係るものを除く。</li> <li>基礎は、基礎ぐいを除く</li> </ul>		
	(2) 建方工事に関する特定工程※			
	木造	柱、はり及び筋かいの建て方工事(枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法にあっては、耐力壁の設置工事)の工程	壁の外装工事又は内装工事の工程	
	S造	1階の鉄骨の建て方工事の工程	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事の工程	
	RC造	2階の床及びこれを支持するはり(平家については、屋根床版)に鉄筋を配置する工事。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事の工程	2階の床及びこれを支持するはり(平家については、屋根床版)に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階の柱又は壁を取り付ける工事の工程	
	SRC造	1階の鉄骨の建て方工事の工程	柱又ははりに鉄筋を配置する工事の工程	
	※ 法7条の3第1項第1号の工程を含む建築物に係るものを除く			
	※ 複数の異なる構造を併用する建築物で、上記構造の2以上の工程を含むものにあつては、木造の工程が含まれるものは木造の工事の工程を、それ以外のものはいずれか早期に終了する工事の工程を特定工程とする。			
備考	中間検査を行う建築物が2以上ある場合又は1の中間検査を行う建築物の工事の工区を分けた場合にあつては、いずれか早期に特定工程に係る工事を終了する建築物又は工区に係る当該工程を特定工程とする。			
神戸市	(1) 基礎工事に関する工程			
	木造、S造 RC造 SRC造 その他の構造 混合構造	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>木造又は木造とその他の構造とを併用する構造の建築物であつて、地階を除く階数が1であるもの又は地階を除く階数が2であるもののうち2階部分の構造が木造であるものに係る当該工事を除く。</li> <li>基礎は、基礎ぐいを除く</li> </ul>		
	(2) 建方工事に関する特定工程			
	木造、 木造と木造以外の 混合構造	柱、はり及び筋交いの建て方工事の工程(枠組壁工法による場合にあつては、耐力壁の設置工事の工程)	柱、はり及び筋交いを覆う床、壁又は天井を設ける工事の工程(枠組壁工法による場合にあつては、枠組を覆う屋内側の壁又は天井を設ける工事の工程)	
	S造※	2階の鉄骨の建て方工事の工程	鉄骨に耐火被覆を設ける工事又は壁の外装若しくは内装の工事の工程	
	RC造、 SRC造※	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程(当該工事を現場で施工しないものにあつては、2階のはり及び床版の取付け工事の工程)	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程(当該工事を現場で施工しないものにあつては、2階の柱及び壁の取付け工事の工程)	
	S造、RC造 及びSRC造の 混合構造※	該当する構造に応じた特定工程のうち最も早期に完了する工事の工程	左記工程に対応する特定工程後の工程	
	備考	※ 2階部分の構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるもの 一の確認で2棟以上の建築物がある場合にあつては最も早期に完了する棟(当該棟が他の棟の規模に比して極めて小さい場合を除く。)、 ・ 工事を2以上の工区に分割して施工する場合にあつては最も早期に完了する工区(当該工区が他の工区の規模に比して極めて小さい場合を除く。)の工事の工程を特定工程とする。		

尼崎市	(1) 基礎工事に関する工程		
	木造、S造 RC造 SRC造 その他の構造 上記混合構造	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程
		<ul style="list-style-type: none"> <li>木造又は木造と木造以外の構造とを併用する構造で、階数が2以下のものを除く。</li> <li>杭基礎を除く。</li> </ul>	
	(2) 建方工事に関する特定工程		
	木造又は木造と 木造以外の構造 とを併用する構造	木造の軸組を金物等により接合する工事の工程(枠組壁工法の場合にあっては、壁を設置する工事の工程)	木造の軸組を覆う床、壁又は天井を設ける工事の工程(枠組壁工法の場合にあっては、枠組を覆う屋内側の壁又は天井を設ける工事の工程)
S造	2階の床版の取付け工事の工程	壁の外装又は内装工事の工程	
RC造、 SRC造	2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事の工程(当該工事を現場で施工しないものにあつては、2階の床版及びはりの取付け工事の工程)	2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打設工事の工程(当該工事を現場で施工しないものにあつては、2階の柱及び壁の取付け工事の工程)	
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>木造の軸組は、土台、柱、はり及び筋かいを示す。</li> <li>複数の工区に分けて施工する場合における特定工程及び特定工程後の工程は、最初に工事が完了する工区に係るものとする。</li> <li>木造又は木造と木造以外の構造とを併用する構造以外の構造の対象建築物で、地階を除く階数が1であるものに係る特定工程及び特定工程後の工程は、基礎工事に関する工程に係るもののみとする。</li> <li>複数の構造を併用する対象建築物については、2階部分の構造によるものとする。</li> </ul>		
西宮市	(1) 基礎工事に関する工程		
	木造、S造 RC造 SRC造 その他の構造 上記混合構造	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程
		<ul style="list-style-type: none"> <li>木造建築物(令第3章第3節の適用を受ける建築物に限る。)又は木造と鉄骨造その他の構造と併用する建築物で、地階を除く階数が2の住宅、住宅で事務所・店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの、長屋及び共同住宅を除く。</li> <li>杭基礎を除く。</li> </ul>	
	(2) 建方工事に関する特定工程		
	木造	木造の軸組を金物等により接合する工事の工程(枠組壁工法の場合にあっては、壁を設置する工事の工程)	木造の軸組を覆う床、壁又は天井を設ける工事の工程(枠組壁工法の場合にあっては、枠組を覆う屋内側の壁又は天井を設ける工事の工程)
S造	2階の床版の取付工事又は2階の床に鉄筋を配置する工事	2階の床に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事、壁の外装工事又は内装工事の工程	
RC造 SRC造	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程	
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>木造の軸組は、土台、柱、はり及び筋かいを示す。</li> <li>特定工程は、令第11条で定める特定工程を除く。又、特定工程後の工程は、令第12条で定める特定工程後の工程を除く。</li> <li>2種類以上を併せる建築物については、当該区分の特定工程のいずれか早いものとする。</li> </ul>		
明石市	(1) 基礎工事に関する工程		
	木造、S造 RC造 SRC造 上記以外の 構造	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程
		<ul style="list-style-type: none"> <li>地階を除く階数が2以下である建築物に係るものを除く。</li> <li>基礎ぐいを除く。</li> </ul>	
	(2) 建方工事に関する特定工程		
	木造	柱、はり及び筋かいの建て方工事(枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法にあっては、耐力壁の設置工事)の工程	壁の外装工事又は内装工事の工程
S造	1階の鉄骨の建て方工事の工程	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事の工程	
RC造	2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事(当該工事を現場で施工しないものにあつては、2階の床版及びはりの取付け工事)の工程	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートで覆う工事(当該工事を現場で施工しないものにあつては、2階の柱又は壁の取付け工事)の工程	
SRC造	1階の鉄骨の建て方工事の工程	柱又ははりに鉄筋を配置する工事の工程	
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>枠組壁工法は、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により、建築物を建築する工法をいう。</li> <li>中間検査を行う建築物が2以上ある場合又は1の中間検査を行う建築物の工事の工区を分けた場合にあつては、いずれか早期に特定工程に係る工事を終了する建築物又は工区に係る当該工程を特定工程とする。ただし、複数の異なる構造を併用する建築物で、木造の工事の工程が含まれるものは木造の工事の工程を、それ以外のものはいずれか早期に終了する工事の工程を特定工程とする。</li> </ul>		

宝塚市	木造	基礎工事	階数が3以上である建築物の基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートを打設する工事	
		建方工事	柱、はり及び筋かいの建て方工事(枠組壁工法にあっては耐力壁の設置工事)	壁の外装工事又は内装工事	
	S造	基礎工事	階数が3以上である建築物の基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートを打設する工事	
		建方工事	1階の鉄骨の建て方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事	
	RC造	基礎工事	階数が3以上である建築物の基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートを打設する工事	
		建方工事	2階のはり及び床(平屋にあっては屋根床版)の配筋工事。ただし、当該工事を現場でおこなわないものは、2階の床版又は屋根床版の取付け工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打設する工事	
	SRC造	基礎工事	階数が3以上である建築物の基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートを打設する工事	
		建方工事	1階の鉄骨の建て方工事	柱又ははりの配筋工事	
	その他の構造	基礎工事	基礎の配筋工事	基礎のコンクリートを打設する工事	
	備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の異なる構造を併用する建築物で、上記構造の2以上の工程を含むものにあつては、木造の工程が含まれるものは木造の工程を、それ以外のものはいずれか早期に終了する工程を特定工程とする。</li> <li>複数の工区に分けて施工する場合で、上記構造のいずれかの工程を2以上に分けて施工するものは、いずれか早期に終了する工区の工程を特定工程とする。</li> </ul> <p>* 建築物の基礎は、基礎ぐいを除く</p>			
川西市	(1) 基礎工事に関する工程				
	木造、S造 RC造 SRC造	階数が3以上である建築物の基礎に鉄筋を配置する工事の工程		基礎に配置された配筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程	
	その他の構造	基礎に鉄筋を配置する工事の工程			
	(2) 建方工事に関する特定工程				
	木造	木造の軸組を金物等により接合する工事の工程(枠組壁工法による場合にあつては、壁を設置する工事の工程)		木造の軸組を覆う床、壁又は天井を設ける工事の工程(枠組壁工法による場合にあつては、軸組を覆う屋内側の壁又は天井を設ける工事の工程)	
	S造	1階の鉄骨の建て方をする工事の工程		構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆等を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事の工程	
	RC造	2階の床等に鉄筋を配置する工事の工程		2階の床等に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程	
	SRC造	1階の鉄骨の建て方をする工事の工程		柱又ははりの配筋工事の工程	
	備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎は、杭基礎を除く。</li> <li>木造の軸組は、土台、柱、はり及び筋かいを示す。</li> <li>2階の床等は、2階の床及びこれを支持するはりを示す。</li> <li>複数の異なる構造を併用する建築物で、上記構造の2以上の工程を含むものにあつては、木造の工程が含まれるものは木造の工程を、それ以外のものはいずれか早期に終了する工程を特定工程とする。</li> <li>複数の工区に分けて施工する場合で、上記構造のいずれかの工程を2以上に分けて施工するものは、いずれか早期に終了する工区の工程を特定工程とする。</li> </ul>			

三田市	(1) 基礎工事に関する工程		
	木造、S造 RC造 SRC造 木造と 木造以外の構造 を併用する構造	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 階数が2以下である一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅を除く。</li> <li>・ 基礎ぐいを除く。</li> </ul>		
	(2) 建方工事に関する特定工程		
	木造、 木造と 木造以外の構造 を併用する構造	柱、はり及び筋かいの建て方工事、枠組壁工法にあっては耐力壁の設置工事	壁の内装工事又は外装工事
S造	2階の床版の取り付け工事(平屋建にあっては建て方工事)	壁の内装工事又は外装工事	
RC造 SRC造	2階の床版の配筋工事(平屋建にあっては屋根の配筋工事)	2階の床版及びはり(平屋建にあっては屋根)のコンクリートの打設工事	
備考	・ 工区分けを行った場合、全工区対象		
芦屋市	(1) 基礎工事に関する工程		
	木造、S造 RC造 SRC造 その他の構造	基礎に鉄筋を配置する工事の工程	基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木造、S造、RC造、SRC造の階数が2以下である建築物に係るものを除く。</li> <li>・ 基礎は、基礎杭を除く。</li> <li>・ 複数の工区に分けて施工する場合において、工程を2以上に分けて施工するものは、いずれか早期に終了する工区の工程を特定工程とする。</li> </ul>		
	(2) 建方工事に関する特定工程		
	木造	柱、はり及び筋かいの建て方工事(枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法にあっては、耐力壁の設置工事)の工程	壁の外装工事又は内装工事の工程
	S造	1階の鉄骨の建て方工事の工程	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事の工程
	RC造	2階の床及びこれを支持するはり(平家については、屋根床版)に鉄筋を配置する工事。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事の工程	2階の床及びこれを支持するはり(平家については、屋根床版)に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階の柱又は壁を取り付ける工事の工程
SRC造	1階の鉄骨の建て方工事の工程	柱又ははりに鉄筋を配置する工事の工程	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法7条の3第1項第1号の工程を含む建築物に係るものを除く</li> <li>・ 複数の異なる構造を併用する建築物で、上記構造の2以上の工程を含むものについては、木造の工程が含まれるものは木造の工事の工程を、それ以外のものはいずれか早期に終了する工事の工程を特定工程とする。また、複数の工区に分けて施工する場合において、上記構造のいずれかの工程を2以上に分けて施工するものは、いずれか早期に終了する工区の工程を特定工程とする。</li> </ul>			
高砂市	(1) 基礎工事に関する工程		
	木造、S造 RC造 SRC造 その他の構造	基礎に鉄筋を配置する工事の工程	基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木造、S造、RC造、SRC造の階数が2以下である建築物に係るものを除く。</li> <li>・ 基礎は、基礎杭を除く。</li> </ul>		
	(2) 建方工事に関する特定工程		
	木造	柱、はり及び筋かいの建て方工事(枠組壁工法にあっては、耐力壁の設置工事)の工程	壁の外装工事又は内装工事の工程
	S造	1階の鉄骨の建て方工事の工程	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事の工程
	RC造	2階のはり及び床の配筋工事。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階の床版の取付け工事の工程	2階のはり及び床のコンクリート打込み工事。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階の柱又は壁の取付け工事の工程
SRC造	1階の鉄骨の建て方工事の工程	柱又ははりの配筋工事の工程	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法7条の3第1項第1号の工程を含む建築物に係るものを除く</li> <li>・ 複数の異なる構造を併用する建築物で、上記構造の2以上の工事の工程を含むものについては、木造の工事の工程が含まれるものについては木造の工事の工程を、それ以外のものについてはいずれか早期に終了する工程を特定工程とする。</li> <li>・ 工区分けを行った場合、全工区対象</li> </ul>			

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。